様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

平成30年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	武雄市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.takeo.lg.jp/benri/madoguchi/mynumber/000269.html

執行機関名　武雄市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成18年3月1日条例第119号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		武雄市個人番号等の利用等に関する条例（平成27年12月25日条例第25条）別表第2　15の項 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成18年3月1日条例第119号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成18年3月1日条例第119号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条　この条例は、母子家庭、父子家庭及び父母のない児童並びに一人暮らしの寡婦の医療費の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		・武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 ・武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則